

令和6年度第2回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年5月14日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時40分
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	欠席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人なし

令和6年度第2回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（足立事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和6年度第2回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号10番、田上光義委員と、議席番号11番、河本隆一委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書は、1ページで、議案第1号関係資料①、改正の新旧対照表と議案第1号関係資料②、改正後の実施細則も合わせてご覧ください。

なお、事前にお送りいたしました議案第1号関係資料②の7ページ以降の様

式の文字が印刷の影響で薄く見づらい資料となっておりますので、本日お配りいたしました、訂正分をご覧ください。

農地法施行に関する実施細則は、農地法の実施のため、農地法施行令及び農地法施行規則に定めるもののほか、農業委員会の権限に係る事務について必要な事項を定めたものでございます。

提案理由は、議案書にも記載しておりますが、農地法に係る事務処理要領の一部が、令和6年4月1日に改正されたことによるものでございます。

主な改正内容は、前回の総会でも簡単にご説明いたしましたが、「農地法関係事務処理要領」の一部が改正され、「資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応」として許可条件に、「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」が追加されたことから、第9条第2項及び報告書の様式を追加するもので、様式は、本日お配りいたしました、議案第1号関係資料③となります。

また、第4条及び第5条の第2項に、第12号、第13号を追加し、一部の条文等についても、修正等を行い、様式の番号を、条文どおりに並び替えをさせていただきます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をされ、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書2ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、合計面積は、1,383㎡、位置図は5、6ページ、公図は、7ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から南西へ、約1.5kmに位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、県外に居住しており、耕作及び管理が困難な譲渡人の要望に、隣接地の土地所有者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、ミカンの木を植え付ける予定で、贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、484㎡、位置図は8、9ページ、公図は、10ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から北西へ、約700mに位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、譲受人が、隣接地の住宅の購入に併せ、申請地を取得し、農業を始めるもので、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人が、譲受人に要望に応じたものでございます。申請地は、譲受人の購入予定の自宅に隣接しており、譲受後は、白菜やキャベツ等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書3ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田5筆、畑1筆で、合計面積は、8,773㎡、位置図は11、12ページ、公図は、13ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約6.5kmから6.6kmに位置している農地で、■■■■と■■■■は、農業振興地域内白地の農地で、残りの4筆は、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、耕作が困難で、農業後継者もない譲渡人の要望に、申請地の一部を以前から耕作していた譲受人が応じ、今後は、自己所有地として農業の経営を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻や人参等の野菜、花卉を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆、畑1筆で、合計面積は、1,994㎡、位置図は14、15ページ、公図は、16ページから18ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ、約3.2kmに位置している、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢で県外に居住し耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、豆類や芋類等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書4ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田10筆、畑2筆で、合計面積は、14,563㎡、位置図は19ページから22ページ、公図は、23ページから28ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から南西へ、約2.1kmから2.2kmに位置している農地で、 は、農業振興地域内白地の農地、 は、農業振興地域内の農用地で、残りの10筆は、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、高齢で農業後継者もない譲渡人の要望に、申請地の大部分を以前から耕作していた譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から の距離に位置しており、軽トラックで通作し、譲受後は、水稻やブロッコリー、里芋等の野菜、柿を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番及び2番の案件について、現地確認の結果を報告いたします。2件とも、5月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

1番の申請地は、住宅に囲まれた一角で、確認時は、雑草が繁茂していました。申請内容は、県外に居住している譲渡人が管理は不可能なことから、隣接する農地で耕作している譲受人に申し出たものです。贈与による権利移動です。譲受人

は、営農に必要な農機具を保有しており、許可後は、畑地とし、みかんを栽培する計画です。

2番の申請地は、確認時、みかんや梅の木のほか雑木が繁茂していました。申請内容は先ほどの事務局の説明どおりで、市外に居住している譲受人は、申請地に隣接する住宅を購入することに併せて営農を行う計画に、高齢で耕作が困難となった譲渡人が要望に応じたものです。売買による権利移動です。譲受人は、営農に必要な農機具を保有し、許可後は果樹の作付けの他、畑地に転換し白菜、キャベツなどの野菜を栽培する計画です。

2件とも問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号14番、山田が報告いたします。

山田正信委員

議席番号14番、山田です。3番の案件について現地確認の結果を報告いたします。5月7日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請内容は、事務局から説明のあったとおりです。施設に入所し、農地の管理が困難で後継者もない譲渡人が田舎住まいの移住を望んでいた譲受人に売買による権利の移動を要望したものです。譲受人は、営農経験は未熟ですが地元農家の協力や指導により意欲的に取り組まれており、十分な管理がされておりました。人口減少や高齢化が進む地域において活力になることを大いに望んでいます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

議席番号12番、坂田です。4番の案件につきまして、現地確認の結果を報告いたします。5月8日に農業委員2名と事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地は、昨年、農地付きの空き家を探して移住された方が、その時は、数筆の農地がありましたが1筆だけを取得をされ、今後さらに耕作をされるということで、このたび残り3筆の取得をするということで申請がありました。現地は、

昨年取得された農地については、畑とし、野菜などを栽培されてきました。今回取得する農地は、数年耕作されていないため地面が固くなっており大変かと思いますが、機械を購入して耕作されるとのことで、また活用されるものと思われます。販路については、インターネットでの販売や直販等をされるということで、特に問題はないと思います。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号15番、藤本康洋委員、報告をお願いいたします。

藤本康洋委員

議席番号15番、藤本です。5番の案件につきまして、現地確認の結果を報告いたします。5月7日に農業委員2名、事務局職員1名で現地の確認を行いました。詳細については、事務局から報告のあったとおりです。

譲受人は、数年前より今回譲り受ける農地の一部を借り受けて耕作しており、現地確認時すでに今年の田植えに向けて準備がされておりました。譲受人の居住地が離れておりますが、譲受人は耕作地の近くに位置する譲渡人の実家も購入しておられ、農作業時の拠点とされ、そこに必要と思われる農業機械も所有されており、耕作に支障はないと思われます。

現地確認時の状況からも、今後も農地を有効活用して耕作してもらえと思っておりますので、問題ないと思われます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可について」

お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書29ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、30、31ページ、公図は32、33ページ、土地利用計画図は34ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から南東へ約1.4kmに位置している、「第3種農地」となります。

該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、周辺住民の要望を受け、7台分の駐車場を整備し、貸し出すものでございます。本案件には一体利用地が1筆ございますが、土地所有者は承諾しており、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。また、申請地までは、個人所有等の公衆用道路を通行いたしますが、半数以上の持分を所有している土地所有者からの承諾書が提出されており、貸駐車場の整備を目的とした申請となっておりますので、6台分の駐車場の借受申込書も提出されております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地内は、再生クラッシュラン仕上げし、法面は、芝張りで養生する計画となっております。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。1番の案件について、現地確認の結果を報告いたします。5月7日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請地は、川棚温泉西側の住宅地の端の団地にあたり、周辺住民の要望を受け、貸駐車場を計画したものです。団地の奥側になるため、出入りする公衆用道路は所有者が8戸の持分になっていて、通行承諾書も取っており、また、6台分の駐

車場の借受申込書もそろっています。一体利用地の11.17㎡は宅地です。排水計画は、汚水はなく、雨水は自然流下で農業用排水路へ放流となっています。

他に候補地はなく、周辺の営農に影響はなく、第3種農地でありやむを得ないと思われま

す。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書35ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田3筆、畑1筆で、合計面積は、1,887㎡、位置図は36、37ページ、公図は、38ページ、土地利用計画図は39ページをご覧ください。申請地は、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、資材置場及び駐車場の整備で、申請理由につきましては、既存の資材置場が手狭になったことから、新たな用地を探していたところ、申請地は、計画に必要な面積も確保でき、管理もしやすく、車両の出入りも容易で、利便性が高いことからこの度の計画に至ったもので、耕作及び管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。本件には、一体利用地が2筆ございますが、譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾しており、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断

いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の法面で分断しております。汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝又は隣接地に放流されますが、土地所有者は承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、平成25年4月から、農地法の許可なく資材置場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしており、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付して許可することとし、事業の実施状況報告書が提出された場合には、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告することといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番、阪田です。現地確認の結果を報告いたします。5月7日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

現地は、平成25年4月から無断転用という形で利用されており、始末書が出されております。許可については、ご審議いただきたいと思います。私が一つ言いたいのは、始末書一つで済ませる農業委員会はいかかなものかと思えます。

農地法を知らなかったから無断転用してしまったということが多いですが、こういった縛りがあることを知らない農家の方が多いと思えます。農業委員会は、相続の手続きの際にチラシは配っていると思えますが、農協は「農協だより」を毎月配っています。1年に1回でもいいので、その中にチラシを入れて全農家に農地法について知らせるなどやってもらいたいと思えます。農地法を知らなかったから仕方ないではなく、農業委員会はそういう周知の活動をしてもらいたいと思えます。以上です。

議長（山田会長）

阪田実委員からご意見がありました。事務局は回答をお願いします。

事務局（足立事務局長）

大変貴重なご意見をいただきました。日々、業務を行う中でもそういうお声をいただいておりますので、できる限り検討していきたいと考えております。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 現況確認について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

説明の前に、タブレット端末を起動していただき、事前にメールにてお送りしております、1番の現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、40ページでございます。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、1,227㎡、申請地の位置図は、41、42ページ、公図は、43、44ページをご覧ください。申請地は、下関市役所清末支所から北西へ、約500mに位置する土地でございます。

令和6年5月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行い、現地調査時の写真のとおり申請地は山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

2番の現地調査時の写真をお開きください。

それでは、ご説明いたします。総会議案書は、40ページでございます。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑2筆、合計面積は、1,288㎡、申請地の位置図は、45、46ページ、公図は、47ページをご覧ください。申請地は、下関市役所勝山支所から南東へ、約1.1kmに位置する土地でございます。

令和6年5月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。

現地調査時の写真をご覧ください。[REDACTED]でございますが、撮影方向③のとおり山林化しており、撮影方向①②のとおり灌木が確認できました。割合では、申請地の約50%程度が山林化した状態でございますので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号イに該当し、「非農地」との判断になっております。また、[REDACTED]は山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番の案件について現地調査の結果を報告します。5月8日に農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、中国自動車道に面した所で、30年以上耕作しておらず竹や雑木が繁茂し、すでに山林化した状態でありました。これを農地に復旧することは困難と判断し、「非農地」と判定しました。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

議席番号1番、阪田です。2番の案件について現地調査の結果を報告します。5月7日、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。

現地は50年以上耕作されていなかったということで、ほとんど山林化しているような状態でした。そういう状況でしたので、「非農地」との判定をいたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書48ページをお開きください。1番、この案件は、令和6年5月20日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、49、50ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和6年5月20日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第6号関係資料①」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

48ページに戻りまして、2番、この案件は、令和6年5月31日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、51ページから63ページの「2. 農用地利用集積計画一覧表（令和6年5月31日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第6号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）に係る意見決定について」お諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号 ■■■ 番 ■■■■■ 委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書64ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用集積等 促進計画（配分）に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、65、66ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（配分）（案）（下関区域分）」と、67ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

別紙「議案第7号関係資料」に地区別の配分に関する利用集積等促進計画集計表をお示ししております。

いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

それでは、XXXXXXXXXX委員は着席をお願いいたします。

（委員 着席）

議長（山田会長）

次に、日程第8「下関市農業委員会会長専決規程の一部改正について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書は、68ページで、議案第8号関係資料①、改正の新旧対照表と議案第8号関係資料②、改正後の規程も合わせてご覧ください。

下関市農業委員会会長専決規程は、農業委員会の権限に属する事務の円滑な執行を図るため、会長の専決について必要な事項を定めたものでございます。

提案理由は、第1に、昨年度の農地法の一部改正による、市街化区域内にある農地の転用届出等に係る号ずれを正すものでございます。

第2に、下関市事務決裁規程の一部改正によるもので、事務局長の旅行命令等に関すること、服務に関することでございます。

第3に、以前より下関市農業委員会規程第5条の規定により会長専決にて処理していたものを、条文化いたしました。

第4に、全ての条文等について精査し、条文の追加、訂正し、一部の条文等については、削除いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「下関市農業委員会会長専決規程の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第9「議案第9号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書は、69ページでございますが、お手元に配布しております議案第9号関係資料に基づき、説明をさせていただきます。

農業委員会等に関する法律第37条において、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表をするよう規定されております。事務の実施状況につきましては、令和5年3月9日付け4経営第2784号農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進についての一部改正について」により様式が示されております。

令和5年度の実施状況につきまして、別紙様式4「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」、別紙様式5「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」、別紙様式6「令和5年度の事務の実施状況」に整理いたしましたので、今回の総会で承認をいただきましたら、市のホームページにて公表するとともに、国、県等関係機関に報告をいたします。

内容につきまして、様式4及び様式6は、様式5を転記したものですので、様式5によりご説明いたします。

1枚めくっていただき、様式5の1ページ目をご覧ください。

各項目の「現状及び課題」、「目標数値」は、令和4年度第12回総会にて「令和5年度最適化活動の目標の設定等」でご承認いただいたものです。1「農業委員会の状況」として、本市の「農業委員会の現在の体制」及び「農家、農地等の概要」を記載しております。「1 農業委員会の現在の体制」は記載のとおりでございます。「2 農家、農地等の概要」について、経営体数及び農業者数は、直近の「農林業センサス」によるもの、耕地面積は、「耕地及び作付面積統計」によるものでございます。

続きまして2ページ目「Ⅱ最適化活動の実施状況」をご覧ください。

「1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積」の「①現状及び課題、②目標」は、記載のとおりでございます。「③実績」は、令和5年度の新規集積面積は72haで、累計集積面積は2,508ha、達成状況は86.1%でございました。「(2) 遊休農地の発生防止・解消」の「①現状及び課題、②目標」は、記載のとおりでございます。

3ページ目に移りまして、「③実績」は、令和5年度の解消実績面積は0.3haで、達成状況は16.4%でございました。④その他 は、農地の利用状況・利用意向に関する調査状況を記載しております。「(3) 新規参入の促進」の「①現状及び課題、②目標」は記載のとおりでございます。4ページ目をご覧ください。「③実績」は、新規参入者への貸付等につきましては、59.0haで達成状況は、101.2%です。

続きまして、「2最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、「(2) 活動強化月間の設定」につきましては、記載のとおりでございます。「②実績」は、各委員にご協力いただいたものを記載しております。

5 ページ目をお願いします。「(3) 新規参入相談会への参加」の「②実績」につきましては、記載のとおりで、オンラインでの参加でございました。

次に「推進委員等の点検・評価結果」です。

委員各員の活動について、国の運用通知等に基づいて集計を行った結果を記載しております。

最後に、6 ページ目「Ⅲ 事務の実施状況」ですが、「1 総会、部会の開催実績」「2 農地法第3条に基づく許可事務」、「3 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）」、「4 違反転用への対応」の各項目における令和5年度の実施状況を記載しております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番の農業委員数のところで、定数が18人、実数が18人となっていますが、その下の「認定農業者」などとあるのは内訳ですか。

事務局（足立事務局長）

ご説明いたします。内訳ではなく、それぞれの項目に該当する方の人数となっておりますので、2つの項目に該当している方もおられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

他に質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第9号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第10「報告第1号」から、日程第20「報告第11号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご報告いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会報告書1から4ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、15件ございました。

5ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

6から11ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

12、13ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

14ページ、報告第5号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、1件ございました。

15から17ページ、報告第6号、県営入野地区農村地域防災減災事業に係る「土地改良法第3条第1項第2号の規定による参加申出」が、13件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

該当土地改良区にも確認し、専決により、承認書を交付いたしました。

18から21ページ、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が15件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

22ページ、報告第8号「農地の転用事実に関する証明について」は2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。既に農業委員による現地確認は終了しておりましたので、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

23から25ページ、報告第9号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

26から34ページ、報告第10号「令和5年度利用状況調査に係る農地法第35条第1項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について」でございます。

す。内容につきましては、記載のとおりでございます。

農地法第32条の規定に基づいて令和5年度農地利用意向調査を行った結果、農地の所有者から、農地中間管理機構を利用する旨の意思表示があったので、農地法第35条第1項の規定に基づいて、農地中間管理機構に通知するものです。

一覧表の1番から111番は令和3年度に、112番から183番は令和4年度において既に通知済みです。今回、184番から191番について通知します。

また、別紙報告第10号関係資料で、利用意向調査結果についてお示ししています。

35ページ、報告第11号「令和5年度第10回総会議案書第7号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第11号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

有田孝義委員

議席番号18番、有田です。報告第8号「農地の転用事実に関する証明について」、令和5年4月4日現地調査、令和6年4月11日付けで「農地転用事実の証明証」を交付という内容について、もう少し説明をお願いします。

議長（山田会長）

事務局は、説明をお願いします。

事務局（岡本主任）

ご説明いたします。本案件は、地目変更のために法務局へ提出が必要な証明について、特定建築条件付き売買予定地として転用された譲受人の不動産建設会社から申請があったものでございます。

農業委員会は、通常、開発許可の検査が終わった後に農業委員と事務局職員が現地を見て、申請どおり造成が完成しているということを確認させていただきます。宅地の場合の事実証明が出るタイミングについて申し上げますと、まず土地の売買契約が結ばれていること、その後に建物の請負契約が結ばれていること、最後に建築確認済証が下りていること、この3つの資料を揃えて相手方がこの農地転用事実証明願いを出されます。今回は過去に現地調査に行った案

件について、証明書を交付したものでございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

他に、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和6年度第2回定例総会の閉会」を
宣告いたします。

(終了時刻 10時40分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....